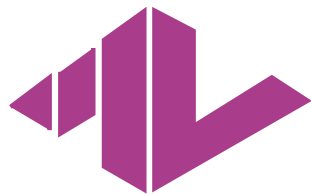


都留

市議会だより



第126号 平成15年2月1日発行

都留市議会事務局

山梨県都留市上谷一丁目1番1号

☎(43)1111 郵便番号402-8501



夢を持ち、夢をつかもう（成人式 うぐいすホールにて）

十二月定例会会期日程

12月6日 本会議（開会）

◎諸報告

◎会議録署名議員の指名

◎会期の決定

◎市長上程議案の説明並びに所信

表明

◎議案審議

◎議案及び請願の委員会付託

12月12日 本会議

◎一般質問

12月16日 合併協議会設置に関する

特別委員会

総務常任委員会

12月17日 社会常任委員会

経済建設常任委員会

12月20日 本会議

◎特別委員長及び常任委員長報告

◎議案審議

（閉会）

定例会

十二月定例会は、十二月六日招集され、会期を十二月二十日までの十五日間と定め開かれました。

この定例会では、市長の提出議案として、条例改正案十一件、平成十四年度補正予算案十一件、承認一件、人事案件一件、その他の案件三件が提出され、それぞれ原案どおり可決・承認・同意・認定されました。

議会関係としては、今議会提出の請願三件が上程され、慎重な審査の結果、それぞれ採択となりました。また、これらの請願による意見書案三件が提出され、それぞれ可決されました。

市長の所信表明



小林義光市長

力とご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

本議会に提出をいたしました案件について、その概要を申し上げるとともに、あわせて私の所信の一端を申し述べ、議員各位並びに市民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

我が国経済は長引く景気低迷の中、依然として深刻な状況が続いており、好転の兆しもいまだ見えない状況にあります。

本日、平成十四年十二月都留市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、出席誠にご苦労様でございます。

また、市政推進にあたりましては、日頃から多大なご協

しては平成十四年度の税収動向等を踏まえ、補正予算の編成と現下の金融・経済情勢に対応した構造改革への取り組み策を強化する決断をいたしましたところであります。時宜にかなった適性規模の補正予算の早期成立と、日本経済再生のための総合対応策の補完・強化策に期待するところであります。

行財政改革について

さて、二十一世紀を迎えた今日の社会は、我々がかつて経験したことのないような、速くて大きな改革の波の中にあります。

このような中、地方自治体が、分権型社会の到来、少子高齢化やグローバル化の進行、高度情報化の進展、厳しい経済状況や環境問題など、行政と地域社会を取り巻く社会経済情勢の変化に対応しながら、持続可能で、個性と魅力にあふれる、自立したまちづくりを行うっていくためには、従来の枠組みや手法にとらわれない行財政経営と、新たな行政課題に対応できる組織体質の強化・改善が求められております。

こうした状況を踏まえ、本

市といたしましたとしても新たな行財政改革に取り組むため、企業経営に携わる方、市民活動に携わる方などを含む学識経験者や公募による委員など、十五名で構成する行政改革推進委員会を設置し、去る十月に「新行財政改革大綱」について諮問いたしました。

同委員会における五回にわたる熱心な会議の中で、経営的視点や市民の視点などに立った幅広い意見や要望を頂戴し、昨日、「新行財政改革大綱」に対する答申をいただいたところであります。

今後は、この答申を踏まえる中で、「新行財政改革大綱」と合わせて「行財政改革実施計画」を速やかに策定し、新たな時代に即した行財政システムを確立してまいりたいと考えております。

また、「市町村合併は最大の行財政改革である」とも言われておりますように、スケールメリットが発揮できる市町村合併への取り組みは、効率的で安定した行財政経営を図る観点からも喫緊の課題となっております。

現在、県内の市町村合併に向けての取り組みは、法定合併協議会が八箇所、任意の合併協議会が一箇所で開催されており、これらに参加する市町村数は、三十八に及んでお

ります。

本市におきましても、住民団体であります「新しいまちを創造する会」による住民発議により、都留市、西桂町、秋山村及び道志村を合併対象市町村とする合併協議会の設置を求める請求が市民千八百七十七人の連署を持って、その同一請求代表者からありましたので、市町村の合併の特例に関する法律の規定に基づき、本議会に付議したところであります。

今日、地方自治体においては、広域的な地域振興の必要性や多様化・高度化する行政需要への対応、また、地方分権の推進により自立した行財政経営が求められており、分権時代の新たな国と都道府県・市町村のあり方や役割分担、さらに本市の未来像を考

えるとき、市町村合併問題は避けて通れない課題であると認識しております。しかしながら、本市においては議論がつくされているとは言い難い状況にあり、今後はこの課題について、合併協議会を設置し、合併の是非を含めて多くの議論がなされることを期待するものであります。



福祉について

現在の社会経済状況の変化に伴い、福祉を取り巻く環境も大きく変化し、平成十二年六月には「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」が国において成立し、今後増大・多様化が見込まれる国民の福祉ニーズに対応するため、社会福祉事業や措置制度等の社会福祉の共通基盤制度について、見直しが行われました。

障害者福祉サービスにつきましては、その見直しの中で、利用者の立場に立った制度を構築するため、これまでの行政がサービスの受け手を特定しサービス内容を決定する「措置制度」から、新たな利用の仕組みであります支援費制度に、平成十五年より移行することとなりました。

この支援費制度は、障害者の自己決定を尊重し、利用者本位のサービスを提供することが基本とされ、登録された事業者との対等な関係に基づき、障害者自らがサービスを選択し、契約することによりサービスを利用する仕組みとなっております。

本市におきましても、支援費制度への移行に伴い、去る

九月六日に障害を持った方々にご理解をいただくための説明会を開催したところでありますが、今後、障害を持つ皆様が新しい制度へスムーズに移行できますよう、万全の支援体制を整えてまいりたいと考えております。

また、本年四月東部地域の拠点として、本市のいきいきプラザ内に設置いたしました「障害者生活支援センター」につきましても、相談業務等さらに内容の充実を図ってまいりたいと考えております。

介護保険制度

について

老後の大きな不安要因の一つである介護を社会全体で支えることにより、家族の不安や負担を解消するとともに高齢者の自立を支援し、安心して暮らせる地域社会を作ることを目的とした、介護保険制度が平成十二年十二月にスタートしてから、二年八ヶ月が経過いたしました。本市の十月末現在の六十五歳以上の第一号被保険者六千六百八十九人のうち、要介護認定者は七百三十六人、出現率は十一%を超え、三年前に策定された介護保険事業計画において要介護認定が必要と予想し



建設中の特別養護老人ホーム（東桂地内）

た七百十一人に対して二十五人上回る結果となっております。

要介護認定者数の増加とともに、個々の在宅サービスの利用量も伸びており、保険給付額が増加していることから、今後の給付状況によつては、赤字補填のため県貸付金制度の借入れを行うことが予想される状況にあります。

一方、施設サービスの利用につきましても、広域的な整備の遅れから、利用者数は横ばい状態でありますが、現在、東桂地内で建設中の特別養護老人ホームが六十床規模で、来年四月の開設計画で諸準備が進められており、給付の増加が見込まれる状況にあります。

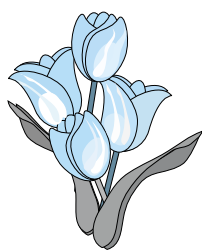
なお、特別養護老人ホーム

への入所については新設分を含め、これまでの申し込み順を改め、介護の緊急度、必要度等に依りて優先入所できることから、県において統一ルールづくりが進められているところであります。

また、六十五歳以上の方の介護保険料は、三年ごとに見直すこととされていることから、現在、公募委員三名を含む十四名の介護保険運営協議会の皆さんに保険料を含めた介護保険事業計画について、ご検討をいただいているところであります。

全国的に行われているこの改定作業の過程で、先般、厚生労働省が発表した中間推計値は、平均月額で三千二百四十一円でありました。

本市においては、去る十二月四日にこの運営協議会からの中間報告をいただいたところ、在宅介護サービスの利用者増及び施設関係においても利用者の増加などが見込まれる状況から、平均月額が三千円前後になるものとされております。



この介護保険料につきましては、各々の地域により介護サービスを提供する側、利用する側の様々な状況が異なることから、市町村ごとに定めることとなっております。国が来年一月に示す介護報酬額の決定を受けて、来年二月末には、保険料を含めた介護を必要とされる方が安心して介護サービスを利用できるような事業計画案を、運営協議会よりお示しいただき、三月定例市議会において関係条例の改正案を提出させていただく予定であります。

環境政策の取り組み

について

三十有余年の長期に渡り、廃棄物の処理を続けてまいりました。田野倉地区の焼却施設につきましても、議員各位並びに市民の皆様のご理解ご協力により先月末、初狩町奥丸田地区に移転し、新しい焼却施設で稼働を開始したところであります。

長年、ご理解とご協力をいただいております。田野倉地区環境整備協議会を始めとする旧施設周辺地域の皆様、また、新施設建設の推進にご理解を頂いた初狩町地域の方々に対しまして、深く感謝



12月1日より稼働開始された大月都留広域事務組合

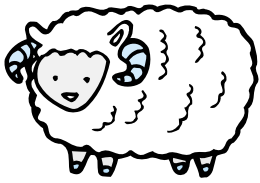
として処理という、製造段階からの総合的な取り組みが必要であり、その一環であります。ペットボトルやトレイ、ガラス製品等を原材料として再利用するためのリサイクルプラザ施設、また、焼却灰をスラグ化して骨材として再利用する灰溶融化施設の稼働を、来年四月から実施する予定であり、現在その諸準備を進めているところであります。

このような施設の稼働計画とともに、可燃・不燃・粗大の一般ごみや有価物としての資源ごみの収集方法につきましても、効率的な収集システムの構築に努めていく考えであります。

環境に配慮した安全で安定した施設の管理・運営を行うためには、維持管理経費等が大きな負担となることが予想されますが、全体的な管理を含め、より効果的で効率的な運営が図られるよう市民の皆様のご理解とご協力の下に、努力してまいりたいと考えております。

この新施設の建設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の政省令改正や平成十一年に公布されたダイオキシン類対策特別措置法により焼却施設からの排出基準が強化されたことに伴うものであり、当初の計画の通り十一月三十日に火入れ式を済ませ、現在一部の施設を除き十二月一日から稼働を開始したところであります。

循環型社会の構築には、廃棄物の発生抑制(リデュース)、部品や不用品等の再利用(リユース)、原材料としての再利用(リサイクル)、最後に廃棄物



請願の審査結果

▼平成十四年請願第六号 (採択)

障害者支援費制度の導入に伴う適正な運用を求める意見書の提出を求める請願

請願者 都留市四日市場一〇五四―一
水野 廣

▼平成十四年請願第七号 (採択)

中小企業に対する支援策の早期拡充を求める意見書の提出を求める請願

請願者 都留市四日市場一〇五四―一
水野 廣

▼平成十四年請願第八号 (採択)

子どもたちの健やかな成長のために総合的な子育て支援策を求める意見書の提出を求める請願

請願者 都留市四日市場一〇五四―一
水野 廣

請願や陳情は、
早めに準備



請願書や陳情書を提出する際は次のことにご注意ください。

○ 請願書には必ず紹介議員の署名または記名押印が必要ですが、陳情書の場合は不要です。

○ 請願・陳情者は、住所・氏名を必ず記載し、捺印してください。(連署名も同じ)

○ 内容が、たとえば教育関係と道路関係が一緒のもの、福祉関係と税務関係が一緒のものなどについては、別の委員会で見えますので、なるべく別々に分けてお出しく下さい。

○ 提出日は、特に定めてありませんのでいつでも差し支えありませんが、定例会(三月、六月、九月及び十二月) 招集日の四日前の午後五時までに提出されると、その会期内に審議されます。それ以降は、次の議会で審議されることとなりますのでご注意ください。

議案議決結果

市長提出

12月定例会

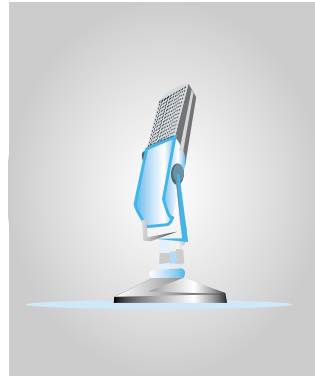
承第10号	専決処分の承認を求める件（大月都留広域事務組合規約中変更の件）	12月6日	承認
議第76号	都留市税条例中改正の件	12月20日	可決
議第77号	都留市国民健康保険税条例中改正の件	12月20日	可決
議第78号	都留市看護師、介護福祉士等奨学資金貸与条例中改正の件	12月20日	可決
議第79号	都留市水道事業の設置等に関する条例中改正の件	12月20日	可決
議第80号	都留市水道運営委員会条例中改正の件	12月20日	可決
議第81号	都留市水道事業給水条例中改正の件	12月20日	可決
議第82号	都留市病院事業の設置に関する条例中改正の件	12月20日	可決
議第83号	都留市・西桂町・秋山村・道志村合併協議会の設置の件	12月20日	可決
議第84号	字の区域の変更の件	12月20日	可決
議第85号	市道の路線の認定の件	12月20日	認定
議第86号	平成14年度山梨県都留市一般会計補正予算（第7号）	12月20日	可決
議第87号	平成14年度山梨県都留市都留文科大学特別会計補正予算（第1号）	12月20日	可決
議第88号	平成14年度山梨県都留市国民健康保険事業特別会計補正予算 （第1号）	12月20日	可決
議第89号	平成14年度山梨県都留市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）	12月20日	可決
議第90号	平成14年度山梨県都留市老人保健特別会計補正予算（第1号）	12月20日	可決
議第91号	平成14年度山梨県都留市下水道事業特別会計補正予算（第1号）	12月20日	可決
議第92号	平成14年度山梨県都留市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	12月20日	可決
議第93号	平成14年度都留市水道事業会計補正予算（第2号）	12月20日	可決
議第94号	都留市職員給与と条例及び公益法人等への都留市職員の派遣等に関する 条例中改正の件	12月20日	可決
議第95号	都留市長等の給与と条例中改正の件	12月20日	可決
議第96号	都留市教育委員会教育長の給与及び旅費条例中改正の件	12月20日	可決
議第97号	都留市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例中改正の件	12月20日	可決
議第98号	平成14年度山梨県都留市一般会計補正予算（第8号）	12月20日	可決
議第99号	平成14年度山梨県都留市都留文科大学特別会計補正予算（第2号）	12月20日	可決
議第100号	平成14年度山梨県都留市下水道事業特別会計補正予算（第2号）	12月20日	可決
諮問第3号	人権擁護委員の推薦について意見を求める件	12月20日	可決

議員提出

意見書案第7号	障害者支援費制度の導入に伴う適正な運用を求める意見書	12月20日	可決
意見書案第8号	中小企業に対する支援策の早期拡充を求める意見書	12月20日	可決
意見書案第9号	子どもたちの健やかな成長のために総合的な子育て支援策を 求める意見書	12月20日	可決

一般質問

十二月十二日の本会議において、次の議員が一般質問を行いました。



都留文科大学

学科増設について

問 比較文化学科が増設されて以来、大学に於いては平成七年、十年、十二年とそれぞれ大学院・文学研究科課程を設置し十五年にも増設の予定と聞いておりますが学科増設は平成五年に先程述べた比較文化学科が増設されて以来この増設はありません。

比較文化学科増設については議会に於いても特別委員会を設置し、その実現のため文字通り、市、大学と三者が連携して来た経緯があります。爾来十年を経過した今日、また、各学科の大学院が開設増設され、それが終わろう

志村 弘 議員
小林 義孝 議員

としている時、新しい時代に合った学科増設の時が来たと思はれますが大学に於いては、その予定があるかどうかと言うことです。大学の学科増設は、今迄は許可制でありましたが申告制になると聞いております。少子化、不況下の折とは云え、大学への進学指向は依然として強いものがあります。しかも公立であり入学金、授業料は安く、都留市は下宿料も物価も比較的安く、しかも地理的にも恵まれており本大学への進学指向は益々強まる傾向にあると聞いております。図書館も、来年度は会館の予定であり、時宜にも適しております学科増設についての予定をお伺い致します。

答

都留文科大学は、昭和二十八年山梨県立臨時教員養成所として設置され、二年後の昭和三十年都留市立都留短期大学に改編、その後昭和三十五年に四年制の大学に移行し今に至っております。

都留文科大学は、開学以来の教員養成の伝統を堅持しつつ全国に多くの優秀な教員を輩出し、都道府県教育委員会から教員養成大学として高い評価を受けております。現在、初等教育学科・国文学科・英文学科に社会学科・比較文化学科を加えた五学科と国文・英文・社会・比較文化に大学院を設置し、時代の要請に応え、社会を支える幅広い人材の育成を行っております。

懸案となっておりました初等教育の大学院臨床教育実践学専攻につきましても、既に、文部科学省に設置申請を済ませておりましたが、昨日、同省の大学設置・学校法人審議会において認めるとの答申が出され、平成十五年四月の開講に向け、諸準備を進めております。

都留文科大学のこれまでの大きな発展には、大学・市民・議会・行政の一体となつた取り組み、そして先人達の都留文科大学に寄せる熱い思いがあったことは、市民共通の認識であり、関係された多くの方々により感謝申し上げます。

さて、大学を取り巻く現下

の情勢は、議員ご指摘のとおり、先進諸国に例を見ない急激な少子化による受験生の減少や平成十六年の国立大学の独立行政法人化に続き、公立大学においても独立行政法人化が予定されるなど、かつてない厳しい大学改革の波の中にあります。

二〇〇〇年統計による国公立大学の受験生総数は、前年に比較して十五万人の減で大学の生き残りかけた戦いが既に始まっていることを示しております。都留文科大学の受験生の動向については、最近の経済情勢による受験生の国公立指向に支えられ、ここ数年間横ばいで推移しております。

しかし、学生の確保がいつまで現状で維持できるか不透明な要素も多く、様々な状況

に対応できる柔軟な体制の整備が急がれております。全国の私立大学では、既に学生確保のために新たな分野での学部・学科の設置や定員の見直しを実施しております。この背景にあるのは、他大学に先んじた個性的な大学への改革なしに、大学間競争の勝者となりえないといった事情があると考えられます。

都留文科大学においても、真剣・真摯に大学の将来あるべき姿を求め、地域との連携を図りながら、時代や社会の要請に応えらると共に、常に学生の求める、魅力ある内容の充実した大学として存続するための取り組みが必要であると考えております。

このため、議員ご指摘の新たな学部・学科の設置や大学としての適正規模を確保するための定員増など、具体的な検討を大学に指示したところであります。大学内の企画委員会に平成十五年度より、学科の再編・新学科の設置、定員増など総合的に将来の大学の戦略を検討する部門を設置することとしております。

なお、新たな学部や学科の許可は、議員ご指摘のとおり、平成十五年度より一部が届出制に変更されることになりました。変革の時代に、蓄積された知的資産を活用し、固定観念を取り払い、大学のあらゆる可能性を模索し、迅速に論じ、結論を出すことが重要で



建設中の都留文科大学附属図書館

あると考えております。

都留文科大学は、都留市にとつて、いかなる時代でもまちづくりの基軸となるものがあり、大学なくして都留市を語ることはできないと言つても過言ではありません。過去においても大学・市民・議会・行政の連携により、幾多の困難を乗り越えてまいりました。今、まさに都留文科大学は大きな転換期にあります、大学が抱える様々な課題に対し、議員各位のより一層のご理解、ご協力を心よりお願い申し上げます。

八朔祭典について

問 八朔祭典を通じて都留市の宣伝と地域の活性化を計るため大名行列と屋台の巡行は、当日は日曜日でもあり私共が考えていた以上の人出で又壮観でありました。まさに昔日の城下町都留の段眼さを彷彿させるものがありました。

私の町での祭典報告会で責任者・会長の第一声は今年の日曜日で良かったが来年もこの通りやるには土・日以外はなくウィークデーの場合は日当を出す以外はないと迄云いきつております。私も何年か前にも土・日をと議会で云いましたが実現は未だにしておりません。

「大名行列実行委員会」が九月の下旬に開かれたと聞いております。土・日挙行の件について何の様な意見が出されたかお伺いいたします。また、私の町では九月一日の八朔祭典は神社側がゆずれないならば市の活性化を計るためにも土・日にしてもと云う声も出ております。

先日、鹿沼市へ友人と行った際、各町にある屋台を見て廻りました。二十七台も屋台がありなかなか立派な屋台ですが都留市のも負けず立派です。その鹿沼市も土・日に祭りを行つていと聞きました。これが時代の趨勢であります。これは鹿沼市だけではありません。八朔祭典の日程について話し合いを充分されその実現のため努力して貰いたいと思ひます。



八朔祭りの屋台巡行

答

本市最大のイベントである、郡内地方の秋の風物詩「八朔祭り」が去る九月一日に行われ、その付け祭りとして繰り出された、大名行列や屋台の巡行、谷村第一小学校での郷土芸能や子供たちの演技などの「ふるさと祭り大名行列」は、開催日が日曜日

に重なったことや、大名行列と四台の屋台の共演が戦後初めて国道で繰り広げられたことなどにより、多くの見物客で賑う盛大なイベントとなり、本市の往事を偲ばせる絢爛豪華な伝統文化や歴史を、市内外の皆様に堪能していただき、城下町「つる」が再認識され、本市の活性化に多大な貢献があったものと思われまふ。ご承知のとおり、八朔祭りは江戸時代から受け継がれ、毎年九月一日に実施されている生

出神社の秋の例祭であります。この例祭を日曜日に開催したらどうかとご質問につきましましては、以前にも数回、同様な一般質問があり、関係者により再三話し合いが行われましたが、宮本行事との兼ね合いなどもあり、合意に至っていない状況であります。そのような中、過日開催されました「ふるさと祭り大名行列実行委員会」の会議においても、出演者の確保などの面から、日曜日に開催できないかとのご意見が多数出され、また、多くの方々から同様な意見が寄せられておりま

すので、先般、宮本総代会などの八朔祭り関係者にその趣旨をお伝えし、現在、関係者において協議がなされているところでありますが、その結果を踏まえる中で、今後、関係諸団体と協議を重ねてまいりたいと考えております。

重度、心身障害児者の対策について

問 都留市には重度心身障害児者のための福祉施設がありません。

現在、重度障害児者をもつ親達はその介護のため疲労困憊の極みに達しております。祝儀、不祝儀、緊急の場合には、その児者を置いたままの出席も出来ないのが現状であります。場所さえあれば、施設があれば一時預けて仕事が出来まふ。

最近、「元鹿留温泉」を藤本さんが都留市へご寄付されたと聞いておりますが、さいわい利用することが出来るならば、重度心身障害者のみならず、現在不足しております障害者団体に対する福祉サービスを補うことが出来ます。市の積極的な施策の中で、この事が実現したならば、県内のいくつかの養護学校へ行つてくる生徒が、卒業後地域へ帰つても、この建物の利用が出来き、併せて重度心身障害者の預かる場所を設けた場合、



寄付された「鹿留温泉ふじもと」

当該児者の作業所と支援者によるヘルパーの派遣等による運営が出来ると考えられます。

障害者が地域で暮らすためにもグループホームが不可欠のものであります。この建物が利用できれば部屋がいくつもあり法人の社協の協力を得ることも可能であります。

今回の「鹿留温泉ふじもと」の寄付は、障害者がいつでも気軽に利用出来る研修・話し合いも出来る、自助互助の精神の涵養の中心地にもなります。平成十五年から障害者の福祉制度が変わり本人がそのサービスを選択する事も出来まふがそのサービスそのものが不足しております。再三申し上げますが、市はこの「ふじもと」の建物を拠点として、社協の協力のもと障害者福祉センターを利用するならば、その活用によって一挙に障害

者福祉の市として大いに宣伝されることは、間違いありません。障害児者をもつ家族も当然ボランティア精神にのっとりその運営応援には参加すると云っております。

重度心身障害者のデイサービスについては、平成十五年に法が改正されることにともない開始する事になっております。従って、本人の希望によって、老健施設といきいきプラザ都留のデイサービスが利用出来ないかと云う事です。本来の主旨にもどるとは云え、老人介護施設と同じ扱いが出来ないものと云う事です。やる事は同じ事なので、一層の研究、援助を願うものであります。

また、近く移転により残された広域事務組合の事務所等の利用についても心身障害者のための施設用地として確保を願うものであります。勿論この施設は都留市だけの物ではありません。不必要になった場合なんらかの約束事があるかどうかお尋ねいたします。

答 重度心身障害児者を持つ家族にとつて、その介護は肉体的にも精神的にも大変な負担であり、急用などの時一時的に預かってくれる施設が近くにないことや、介護する方などの高齢化により、将来が不安であるとお話をお聞きしているところであります。

ご質問の藤本茂氏から寄付

をいただいた建物の活用につきましては、現在、庁内でこの建物を用途変更した場合、建築基準法や消防法などの関係法令に適合するものであるかを含め、その活用方法について、様々な角度から検討中であります。

先般、都留心身障害者福祉を考える会の方々からもその利用についてお話を伺ったところでもありますが、この建物が、さらに障害者福祉の各法基準に照らして、活用可能か検討しているところであり、活用が可能となれば、関係の皆様方と共に有効活用方策について、協議してまいりたいと考えております。

次に、介護老人保健施設「つる」といきいきプラザ都留での、デイサービス利用ができないかとのご質問でありますが、重度心身障害児者の方については、現在も社会福祉協議会に委託し、いきいきプラザでのデイサービスの実施やヘルパー派遣を行っており、来年四月の支援費制度スタートに向けて、社会福祉協議会で事業所としての認定を受けられるべく準備をいたしているところであります。

なお、介護老人保健施設「つる」につきましては、その設置認可の条件等勘案する中で、今後検討してまいりたいと考えております。

次に大月都留広域事務組合の移転後の施設等の利用につ



旧大月都留広域事務組合

いてであります。事務所につきましても、組合を構成する両市で検討した結果、山梨県東部広域連合が、施設が手狭なため構成市町村が持ち回りで議事を開催するなど、事務事業運営に支障をきたしておりますので、山梨県東部広域連合に貸し出す方向で、現在、細部について協議を行っているところであります。

また、土地につきましては、平成十三年締結した田野倉との再延長協定に基づき、跡地利用プロジェクトにおいて現在検討中であり、その成果を待っているところであります。

また、土地につきましては、平成十三年締結した田野倉との再延長協定に基づき、跡地利用プロジェクトにおいて現在検討中であり、その成果を待っているところであります。

地域産業を土台にした経済政策の確立を

問 市長は所信表明の中で「スケールメリット」という言葉を使い、そのことによつて合併に対する姿勢を前

向き転換させたいと思えます。しかし、基本となる市の財政力については、例えば、規模の拡大はそのまま財政力の強化になるわけではありません。そこで、私はあらためて地域経済の問題、とりわけ市が経済政策の確立、あるいは確立むけた本腰を入れた取り組みを開始することについて市長の見解を問うものです。

行政の仕事のなかで、社会保障や教育、消防などは過不足はあっても系統的な課題としてとりくまれています。

しかし、地域産業については政策として確立されているとは思われません。市の長期計画でもても事業費はわずかなものです。農林業、商工業、観光、雇用環境などの項目が設けられていますが、どれも柱は外郭団体への補助と農業のハード事業、基盤整備が中心です。人件費や基盤整備のぞく純粋な事業費は総額で三千五百万円あまりにすぎません。

私は二十一世紀の市政の大きな目標として、市民が安心して住み続けられるために、地域産業の確立が強く求められると思います。もちろん、このことについて市もいろいろ考えてきていると思えますが、大きな壁になっているのは国の政策です。

農業でいえば国の農業軽視の姿勢はよその国に見られない食料自給率の低さに現れて

います。この認識を抜きに農業振興はありえません。しかし、将来を見越せば農政を国の基準産業とする方向への産業構造の転換は避けられませんが、九月議会で私は学校給食に地元農産物の採用を提起しましたが、これは市ができることの一部です。計画栽培の奨励や後継者援助、農産物の価格保障など、収入を保障し専業で打ち込める仕事としての展望を見出す努力が求められているのではないのでしょうか。

機械金属の業界では資本の海外流出が、商店街では大型店の出店野放し、それぞれ政府の政策が進められるという困難があり、それから地元業者を守る課題が緊急に求められています。

六日の新聞には北麓・東部の機械電子関連企業の経営者らが技術・情報交流組織を立ち上げたことが報じられていました。こうした動きにも注目しながら、市政の土台となる経済基盤の強化に市が直接、本格的に乗り出すことを求めたいと思えます。過日、議会が視察した新潟県の新潟市では地元商店街をまもるために大型店の出店を認めない立場をとっています。よく話題になる東京大田区や墨田区のように地域の中小企業者の保護のための施策こうじている自治体もあります。青森県ではリンゴの価格保障をしている

とも聞きます。

もちろん、むずかしい問題であり、うまい手があるわけではありません。新興産業、ベンチャー企業を否定するものではないかもしれませんが、行政はそこに目を奪われるものではなく、米づくりを中心とした農業や地場産業となった機械金属、商店街などをまもるための地道な努力が必要ではないかと思えます。そのことは、とりもなおさず市の発展と市民生活を守ることにつながると確信しています。難しい問題ですが、まさに避けて通れない課題としてとりくむよう求め、市長の見解を問うものです。

答

社会が人類史上に動いている現在、新しい価値観や新しい社会の構築を模索し、あらゆる分野において、旧来のシステムや手法・制度や組織の改革が進んでおります。

我が国の農業におきましても、昭和三十六年に農業基本法が制定され、それを基に、農業・農村の振興策が図られてまいりましたが、農業を取り巻く環境が大きく変化する中、農山村では、少子・高齢化社会を先取りする形での農業後継者の減少や高齢化、輸入農産物の増加、耕作放棄地の拡大など様々な問題が生じております。

このような情勢を踏まえ、国においては平成十一年七月

に農業基本法を抜本的に改正し、新しく食料・農業・農村基本法を制定し食料の安定供給、農業の多面的な機能の十分な発揮、農村の振興など新たな視点からの政策が展開されていきます。

しかしながら、BSE問題や食品の不正表示、さらには中国産農産物の残留農薬問題や健康食品問題などが惹起し、食料に対する信頼が大きく揺らいでおります。

このため国では、食料と農業の再生プランを策定し、食の安全と安心を確保するため、食を支える農業の構造改革を加速化させ、都市と農村の交流を図り、人と自然が共生する国づくりを推進しております。

本市におきましても、農業の担い手の減少や高齢化、鳥獣被害等により耕作放棄地が拡大しておりますが、中山間地域直接支払い制度の導入・市独自の有害鳥獣対策、さらに、農業の効率的な経営が行えるよう農業委員会などと連携しながら、農地の集積化を図ると共に、安全を求める消費者ニーズに対応した無農薬野菜の普及、素材を加工することによる高付加価値農産物の開発、新技術導入による新しい農業分野への進出、IT利用による販路の拡大、体験農園の開設、地産地消を実現するための生産組織の育成やシステムの開発、さらには場

の提供など活力と魅力に溢れる農業の確立を目指し、様々な対策を講じてまいりたいと考えております。

次に、工業についてであります。本市の工業につきましては、昭和三十年に都留市工場誘致条例を制定し、工場誘致を積極的に進めたことにより、機械金属工業を中心に発展し、市勢の進展に大きく寄与してきたところでありますが、近年、我が国製造業は、グローバル化という大きなうねりの中、国際競争の激化にさらされ、一層の効率性と収益性を求め、製造拠点を中国をはじめとする東南アジア諸国へ移すこととなり、本市の工業も価格競争と空洞化の嵐の中であり、大変厳しい状況となっております。

本市といたしましては、高度情報化社会を迎えるにあたり、他市に先駆け、地域情報化の推進を積極的に図ってまいりました。

それらの整備した情報インフラを活用する中、都留機械金属工業協同組合等の各種団体へ対し、ネットワーク社会に対応した情報リテラシーの向上や経営革新に関する講演会・研修会の開催、異業種交流の実施、ITビジネス起業支援等を行っているところであります。

また、地場産業の織物につ

キルに合わせた新製品の開発などに積極的な支援を行っているところであります。

今後も地域固有の文化や資源経済システムを生かしながら、地域の中の様々な課題や問題の解決を目指す、地域密着型産業である、コミュニティビジネスなどの支援・育成を含めた産業の活性化策を積極的に展開してまいりたいと考えております。

次に、商業についてであります。規制緩和に伴う大型店の進出やモーターゼーションにより、市街地の商店街は活力が低下している状況にあります。

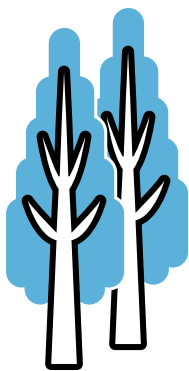
そのような中、小売店が新しい時代に対応していくためには、経営者の自己責任のもと、専門性を生かした独自の品揃えや価格設定、また、地域とのふれあいを深め、利便性を高めるなどの、各々が特色ある店舗づくりを進め、顧客満足度の向上に努力すると共に、個店どうしが連携協力し、全体として環境や高齢者に配慮するなどのトータルなイメージアップを図り、人になやましい商店街、魅力あふれる商店街を形成して行く必要があります。

本市ではこれまで、リーディング商店街創出事業や各商店街の環境整備への支援、また集客力を高めるための各種イベントや祭りの開催、商工

コミュニティセンター建設に伴うIT支援、ポイントカードによる購買力促進事業など各種のソフト・ハード事業を実施してまいりましたが、来年度には空き店舗対策事業などを行い、今後とも地域商業の振興を支援してまいります。

次に、観光についてであります。観光が見て楽しむだけの観光と、地域に滞在し固有の自然や文化・産業に親しみながら、創作活動やボランティア活動、学習活動を行うことにより、自己実現を図るという観光とに二極化されつつあります。

そのような中、本市には、先人たちが残してくれたすばらしい自然や歴史、文化や祭り、地場産品など他市にない誇り得る地域資源が数多く存在しており、私たちはそれらの価値を見つけ出し、正しく評価し、維持・復元を行い、さらに加工・活用することにより、新しい価値を創造し、それらを体系的に結び、新たな観光資源として利活用する



ことにより、本市の参加学習体験型観光の振興に努めてまいりたいと考えております。これら農林業・商工業・観光業などが有機的に結びついた事業展開や、産・学・官が連携・協力した取り組みを行うことにより、産業はもとより地域全体の活性化を図ってまいりたいと考えております。

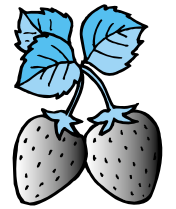
障害者支援費制度

実施について

問 来年四月からの実施にむけて十月から支援費制度の受付が始まりました。市は説明会の開催など、制度の周知に努力しているようですが、制度発足を機に障害者の人権を守り家族の負担を軽減する制度として充実するために、当局の考え方をただしたいと思っております。

今後、制度の最終確定にむけて、国に対していつそうの改善を要求する必要があると思いますが、現時点で市の取り組みについて、以下の点について問うものです。

まず第一は制度の周知徹底についてです。介護保険についても、このことは市にとつて大きな課題でした。ましてや支援費制度の場合は対象がずっと少なく見えにくくされています。制度から取り残される人が出ないよう市が本気になって情報を提供し、ある



いは要求を掘り起こす、つまり足を運んで説明をする必要があると思われまふ。この点での市の考え方と取り組みについて明らかにするよう求めます。

第二は生活実態にあつた認定ができるかどうかという問題です。「申請の仕方」や「支給基準」「区分基準」「利用料の決定方法」など、障害者や関係者には制度そのものがむずかしにくくわえて、自治体の側でも認定にあたる職員が不足が心配されています。障害者の現れ方やニーズは多様ですが、国は判定の基準を示しますが、結果はすべての市町村の判断にゆだねられます。この点で、専門知識をもつた職員の配置と認定について市の考え方を伺いたします。

第三は、施設とヘルパーの充足の問題です。介護保険制度では制度発足で施設介護の要求が高まり、デイケアやショートステイの要求、施設入居待機者が急増いたしました。在宅介護が望ましいとはいえ、社会的背景からくる施設介護の要求は否定できません。この点で在宅介護のためのヘルパーの確保と合わせて施設の充足についての現状を問うものです。

以上、制度発足にあたり当局の対応について問うものです。

答

所信でも申し上げましたとおり、来年四月から障害者に関わる福祉の制度が改正され、従来の措置制度から利用者として事業者が対等な関係に立つて、福祉サービスを提供する者が自ら選択できる仕組みを基本とする、利用者本位の支援費制度に移行することとなりました。

ご質問の支援費制度の周知につきましては、本年八月には対象となる身体障害者手帳、療育手帳の交付を受けた千五百七十七人の方々に対し、支援費制度についてのパンフレットを郵送し、九月にはこの制度の説明会の開催、さらには訪問による個別調査等実施し、この制度に対する相談を受け、要望等お聞きする中で周知を図り、スムーズに移行できるように努力しているところであります。

次に、生活実態にあつた認定についてであります。本年四月いきいきプラザに東部圏域の拠点としての障害者生活支援センターを設置いたしました。このセンターには保健師を配置しておりますのでこれらと連携・協力しながら、現在、県の研修を受け、国の判定基準が適正に運用できるように準備しているところであります。

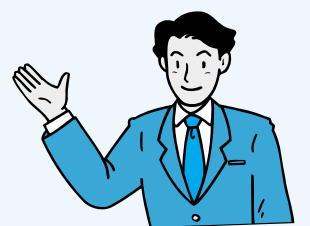
また、認定にあつては居宅でそのサービスを受けられる場合は、その保護者から施設入所者につきましては施設

の指導者から意見を伺い、できる限り詳細な情報を集め、認定作業を進めてまいりたいと考えております。

次に、施設、ヘルパーの充足につきましては、先ほど、志村弘議員にお答えいたしましたとおり、現在社会福祉協議会に委託してデイサービス、ヘルパー派遣を実施しており、また、社会福祉事業会宝山寮におきましても、知的障害者のショートステイを実施しているところであります。

なお、現時点での施設入所待機者は四名、授産施設通所待機者一名であります。ホームヘルプにつきましては、充足しておりませんが、現在該当する障害者の実態調査の集計中であり、今後、増える可能性もありますので、この実態調査に則したサービスが安定的に供給できるように、関係機関と協議を進めてまいりたいと考えております。

今後、新たな制度への移行に向けて、準備に最善の努力を重ねると共に、その過程で生じた課題・問題に対して、支援要請や制度改革を求めてまいりたいと考えております。



議会用語

基礎知識

表決と採決

おのおの議員が、議案などに対して賛成・反対の意思表示をすることを表決といい、議長が表決をとることを採決といいます。

表決には「異議がありませんか」「異議なし」で諮る簡易表決、挙手又は起立による表決、投票による表決の三種類の方法があり、原則として出席議員の過半数をもってその案件の可否が決定されます。

意見書案を可決

議員提出意見書案を原案のとおり可決し、政府等関係機関に送付しました。

議員提出意見書 第七号

障害者支援費制度の導入に伴う適正な運用を求める意見書

今後の福祉分野における多様な国民のニーズに対応するため、平成十五年度より、障害者支援費制度が導入されることとなっている。いままでの措置制度では、自分でサービスが選択できないため、障害者の多様なニーズへの対応が困難であり、障害者の権利が十分に保障されなかったこと、また、サービスが画一的になりがちであり、かつ質の向上を促すことが難しいことなどの問題があった。一方、新しく導入される支援費制度は、「与えられる福祉」から「選択できる福祉」への転換を促し、選ばれる側の施設や事業者が、常にサービスの質の向上を目指すことが期待されている。

しかしながら、制度の導入にあたっては、情報提供や相談体制の確立など多くの整備すべき課題がある。ゆえに、利用者・市町村側に対する不安や懸念を早急に取り除くとともに制度の適正な運用を行う必要がある。

よって、政府において次の施策の確立を図るべきである。

- 一、支援費の基準を決定するにあたっては、障害者のサービス利用の必要性を十分に勘案し適切な額とすること。
- 二、現行のサービス水準を後退させないよう、制度移行に際して適切な対応を講じること。
- 三、障害者に対してきめ細かなサービス提供が確保されるよう、支援の必要性などの適切な評価に基づく障害認定制度とすること。
- 四、自分で契約が困難な障害者への支援策を充実すること。
- 五、サービス水準の向上やサービス基盤の整備のため「新障害者基本計画」の検討を早急に進め充実した計画とすることともに、その実現に必要な所要の財源を確保すること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十四年十二月二十日

都留市議会議長 小倉康生

提出先

衆参両院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣

議員提出意見書 第八号

中小企業に対する支援策の早期拡充を求める意見書

日本経済が混迷を極める中で、中小企業の経営環境は、ますます厳しい状況となっている。市中の金融情勢は、中小企業に対する貸し渋り、貸しはがし、保証渋りなどの問題により深刻さを極めており、中小企業にとっては、もはや、待ったなしの状況である。政府の方針どおり、早急に不良債権処理やデフレ対策を進めることは当然である。その結果、わが国経済の屋台骨である中小企業への金融をさらに遅らせ結果的に多くの倒産や失業の発生をもたらすことが懸念されている。

こうした状況にかんがみ、政府においては中小企業に対するセーフティネット保証・貸付の拡充や資金調達が多様化及び中小企業に対する税制の改革など、あらゆる中小企業支援対策を大胆かつスピーディーに取り組むべきである。

よって、政府においては次の施策の確立を図るべきである。

- 一、依然として厳しい中小企業の資金繰りに対応するため、金融セーフティネット保証・貸付の拡充を図ること。
- 二、売掛債権担保融資制度の普及・定着を図るため、中小企業者及び金融機関への制度や仕組みに関するPRの強化、当該制度の手続きの簡素化などを促進し、その利用の拡大を図ること。
- 三、デフレ下における政府系金融機関の役割は、極めて大きいことから政府系金融機関の見直しについてペイオフの完全解禁を平成十七年度まで一時凍結すること。
- 四、現下の厳しい経済状況にかんがみ、外形標準課税の早期導入を行わないこと。
- 五、事業承継税制の拡大や同族会社の留保金課税の廃止など中小企業者に対する税制面での支援を図ること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十四年十二月二十日

都留市議会議長 小倉康生

提出先

衆参両院議長、内閣総理大臣、財務大臣、経済産業大臣

議員提出意見書 第九号

子どもたちの健やかな成長のために総合的な子育て支援策を求める意見書

少子化対策が今日求められています。単に少子化への歯止めをかけることだけを目的とするのではなく、すべての子どもたちが「生まれてきてよかった」と心から思える社会、子どもたちの瞳がいまいきと輝く社会を実現する視点が重要である。また、子育ては今や地域や社会全体が取り組む課題でもある。わが国の将来を担う子どもたちの健やかな成長のために、社会全体で子育てをサポートする体制を充実することが必要であり、親への財政的支援、地域や社会における子育てのため環境整備、子育て家庭への支援など、総合的に子育て支援策を展開することが望まれている。

よって、政府において次の施策の確立を図るべきである。

- 一、子育て中の一定期間、年金保険料を減免するなど年金資金を活用した子育て支援の充実を図ること。
- 二、育児・介護休業制度を利用しやすくするために、育児・介護休業手当の引き上げを図るとともに、育児休業等を理由とする不利益取り扱い禁止など制度の改善・拡充を図ること。
- 三、乳幼児（小学校入学前児童）医療費の助成による無料化を図ること。
- 四、妊産婦検診への公的助成の拡大、及び不妊治療費への保険適用・公的支援を図ること。
- 五、保育所入所待機児童ゼロをめざして、多様な保育ニーズに対応した保育サービスの充実を図ること。
- 六、地域子育て支援センターなど地域の「子育て拠点」を整備するとともに、関係者間の連携による子育て支援ネットワークを構築して、子育てに悩みや不安を抱く親へのサポート体制を充実させること。
- 七、ひとり親家庭のために、自立のための経済的支援をはじめ、就労支援の充実、養育費の確保など、法的整備を含む総合的な相談体制など万全の支援を図ること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十四年十二月二十日

都留市議会議長 小倉康生

提出先

衆参両院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣

人事案件

人権擁護委員に

石井 篤子氏
朝田 啓子氏
志村 和彦氏

十二月二十日の本会議で人権擁護委員の推薦について、議会の意見を求める議案が提出され、満場一致で石井氏・朝田氏・志村氏が同意されました。

○都留市中央三丁目四番六号

石井 篤子

昭和十一年二月五日生

○都留市朝日曾雌一四七六番地

朝田 啓子

昭和十二年十二月十九日生

○都留市法能八六七番地

志村 和彦

昭和二十年四月二日生



議会 日誌



十月

6日(日) ○第27回都留市消防団員総合訓練大会

16日(水) ○山梨県市議会議長会 正副会長事務局長会議 (韮崎市)

22日(火) ○第227回山梨県市議会議長会定期総会 (大月市)

29日(火) ~ 31日(木) ○3 常任委員会合同研修会 (京都府八幡市)

十一月

6日(水) ○都留市公共下水道事業審議会

7日(木) ○新潟県加茂市議会行政視察来市

15日(金) ○北海道深川市行政視察来市

20日(水) ○山梨県市議会議員合同研修会 (韮崎市)

22日(金) ○平成14年度都留市戦没者慰霊祭

22日(金) ○第21回都留市社会福祉大会

26日(火) ○山梨県市議会議長会 正副会長事務局長会議 (韮崎市)

27日(水) ~ 28日(木) ○議会運営委員会研修会 (神奈川県南足柄市)

十二月

3日(火) ○議会運営委員会

6日(金) ○12月定例会(開会)

12日(木) ○12月定例会

16日(月) ○合併協議会設置に関する特別委員会 (一般質問)

17日(火) ○社会常任委員会

○経済建設常任委員会

20日(金) ○12月定例会(閉会)

次の定例会は、
3月に開会予定です。



故 小林 司議員をしのんで

故小林 司議員は、平成七年四月に当選されて以来、今日まで二期七年有余を市勢進展に寄与されました。

葬儀は、十二月六日、JAみふじ「虹のホール」において執り行われましたが、議会においても、十二月定例会開会日の冒頭において、故人の功績をたたえ、哀悼の意をこめ黙とうをささげ、弔意を表し、市議会を代表して米山博光議員、市民を代表して小林義光市長による追悼演説会が行われました。



小林氏は、二期七年有余の間、副議長の重任につかれ、その他総務常任委員長、社会常任委員長、経済建設常任委員長などの要職を歴任され市政への貢献は多大なものがあり、これからますますのご活躍を期待するところでありましたが、誠に哀悼のきわみに耐えません。

ここに生前のご功績をしのび謹んでご冥福をお祈り致します。